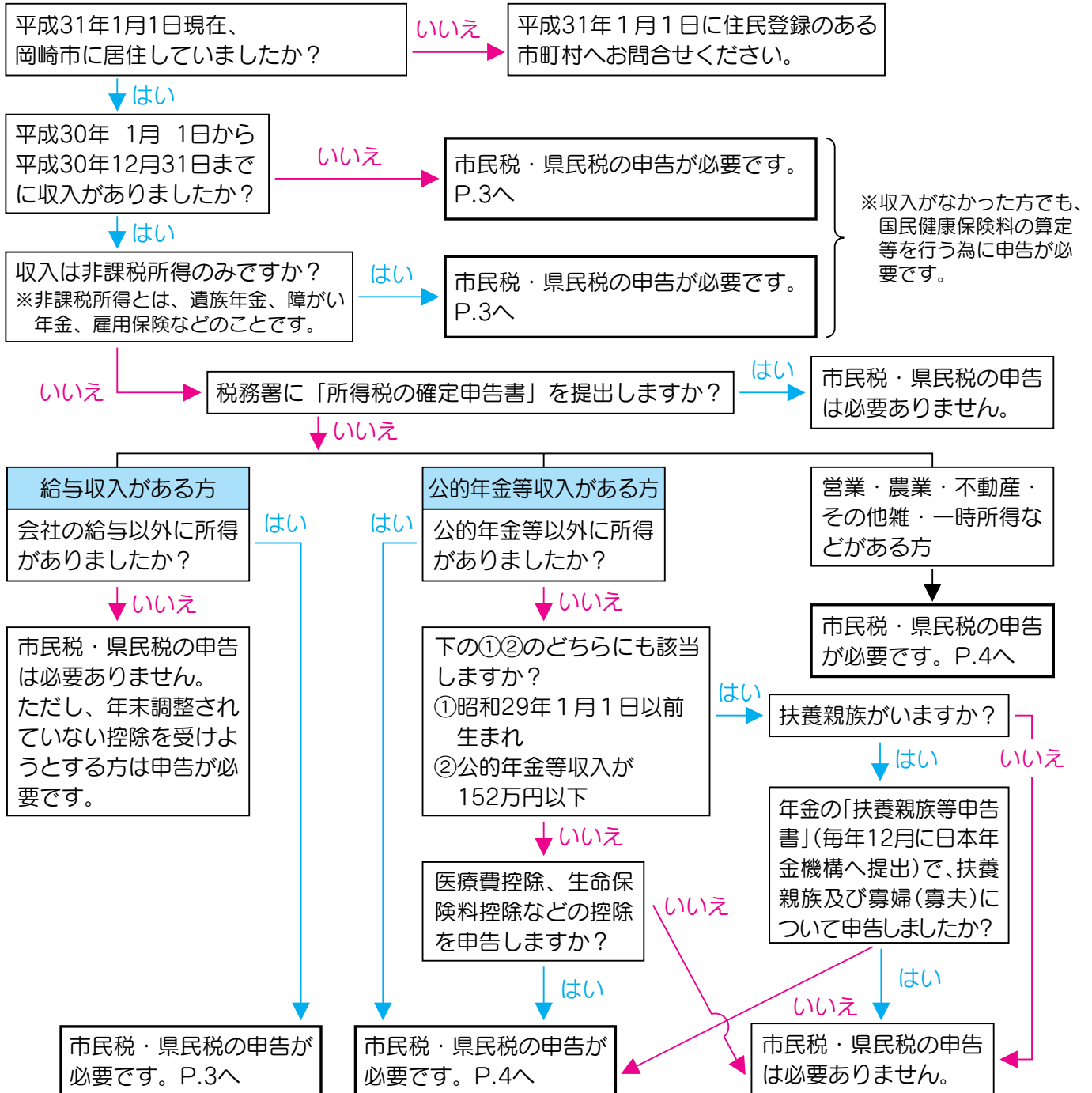


平成31年度 市民税・県民税の申告の手引き

岡崎市

手引きをご参照のうえ、申告の必要がある方は、申告期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告する必要がある方は？



公的年金等収入400万円以下の方へ

前年中の公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告をする必要がありません。公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。


※この手引きは、一般的な事項について説明してあります。ご不明な点はお問合せください。

【お問合せ先】〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所 市民税課
電話0564-23-6082・6081
FAX0564-27-1159

申告書の書き方

平成31年度 市民税・県民税申告書

- 申告書は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間について記入してください。
- 申告書は、黒又は青のボールペンで記入してください。
- 右欄には、住所・氏名・個人番号(マイナンバー)等を必ず記入し、押印してください。

整理番号	資料番号		
住所	岡崎市十王町二丁目9番地		
1月1日現在の住所	岡崎市十王町二丁目9番地		
フリガナ	アイチ タロウ		
氏名	愛知 太郎 		
生年月日	明大 25・3・3 (平)	職(業)	小売業
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
電話番号	0564-23-6082	世帯主	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

[代理人氏名]

続柄

10 雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
11 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
12 社会保険料控除	国民健康保険	介護保険	
	国民年金	後期高齢者医療保険	
	社会保険	合計	
14 生命保険料控除	新契約の生命保険料の計	旧契約の生命保険料の計	
	個人年金保険料の計	個人年金保険料の計	
	介護医療料の計		
15 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害の計	
16~17 寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 (年 月)		17 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
18 障がい控除	氏名	愛知 はな	障がいの程度
	氏名	愛知 一郎	障がいの程度
19~20 配偶者控除	フリガナ	アイチ ハナコ	生年月日
	氏名	愛知 花子	明大 25・1・1 (平)
	個人番号	1 3 5 7 9	2 4 6 8 0 1 2
21 扶養控除	子	アイチ ジロウ	生年月日
	氏名	愛知 二郎	明大 50・5・20 (平)
	個人番号	2 4 6 8 0	2 4 6 8 1
	子	アイチ ハナ	生年月日
	氏名	愛知 はな	明大 3・5・20 (平)
	個人番号	3 2 1 0 9	8 7 6 5 4
	子		生年月日
	氏名		明大 昭・平 (昭)
	個人番号		
16 歳未満の扶養親族	子	アイチ イチロウ	生年月日
	氏名	愛知 一郎	明大 18・10・10 (平)
	個人番号	4 3 2 1 0	9 8 7 6 5 4 3
	子		生年月日
	氏名		平
	子		生年月日
	氏名		平
	個人番号		

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

④非課税所得があった場合は記入してください。

非課税所得の種類	収入金額
1.雇用保険 2.障がい年金 3.遺族年金 4.その他()	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	2,600,000
		農業	イ	
		不動産	ウ	960,000
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	700,000
		雑	キ	2,278,600
		その他	ク	
総合譲渡	短期	ケ		
	長期	コ		
一時	サ			
2 所得金額	事業	営業等	①	1,040,000
		農業	②	
		不動産	③	610,000
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	500,000
		雑	⑦	1,078,600
		総合譲渡・一時	⑧	
	①~⑧の合計	⑨	2,778,600	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		
	医療費控除	⑪	2,000,000	
	社会保険料控除	⑫	455,000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭	700,000	
	地震保険料控除	⑮	250,000	
	寡婦(寡夫)控除	⑯	000,000	
	勤労学生・障がい者控除	⑰~⑱	1,060,000	
	配偶者控除	⑲	330,000	
	配偶者特別控除	⑳	000,000	
扶養控除	㉑	780,000		
基礎控除	㉒	330,000		
	⑩~㉒の合計	㉓	3,250,000	

医療費控除の特例の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から天引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書の提出が必要ありません。

所得金額

(平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間について記入してください。)

◎所得がなかった場合

(1) 表面「⑨」に「0」と記入してください。

①～⑧の合計	⑨	0
--------	---	---

(2) 裏面右下の該当するものにチェック☑を入れてください。

※チェック☑項目に該当しない場合は、「その他」に前年の状況を記入してください。

【記入例】

◎前年(平成30年)中に所得がなかった方は、該当するものにチェック☑を入れてください。

学生 病気療養 扶養・仕送り等 貯金 海外

その他 _____

◎非課税所得(雇用保険、障がい年金、遺族年金など)のみの場合

(1) 表面「⑨」に「0」と記入してください。

①～⑧の合計	⑨	0
--------	---	---

(2) 表面左下の該当する項目について記入してください。

【記入例】 ◎非課税所得があった場合は記入してください。

非課税所得の種類				収入金額
1.雇用保険	2.障がい年金	3.遺族年金	4.その他()	126万 円

給与所得

給与、賞与、賃金、パート収入など。

・ 収入金額を申告書の収入金額等の「力」に記入してください。

「収入金額」= 源泉徴収票の支払金額

・ 給与所得を申告書の所得金額の「⑥」に記入してください。

「所得金額」= 源泉徴収票の給与所得控除後の金額

給与所得が不明な場合は、下記の速算表を用いて算出してください。

・ 源泉徴収票がない場合は、裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。

合計金額が収入金額です。

※平成30年中に支払いを受けた金額について、手取り金額ではなく、社会保険料や所得税などが引かれる前の金額を記入してください。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	
		氏名	(フリガナ)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除
	円 千 円	円 千 円	円

給 与 力	給 与 ⑥
-------	-------

【給与所得の速算表】

給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額	給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額	
650,999円まで	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	A ÷ 4 =	(B × 2.4) 円
651,000円～ 1,618,999円	(A - 650,000) 円	1,800,000円～ 3,599,999円	B _____,000円 (千円未満の端数切捨て)	(B × 2.8 - 180,000円) 円
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円	3,600,000円～ 6,599,999円		(B × 3.2 - 540,000円) 円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	(A × 0.9 - 1,200,000円)	円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円	10,000,000円以上	(A - 2,200,000円)	円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円			

公的年金等（雑所得）

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など。

(1) 公的年金等収入金額を表面「キ」に記入してください。

・「収入金額」＝源泉徴収票の支払金額

※複数の年金がある場合はすべて合算してください。

※遺族年金・障がい年金などは非課税所得ですので、記入しないでください。

平成 30 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所			生年月日	明治
	(フリガナ)				
	氏名				
	区分	支払金額		源	
	所得税法第203条の3第1号適用分		千円		
	所得税法第203条の3第2号適用分				
	所得税法第203条の3第3号適用分				
	所得税法第203条の3第4号適用分				

公的年金等 キ

(2) 「キ」の金額から右の速算表を用いて雑所得を計算し、表面「⑦」に記入してください。

雑 ⑦

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

◎昭和29年1月2日以後に生まれた方

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等の雑所得
700.000円まで	0円
700.001円～ 1,299.999円	(A-700,000円) 円
1,300.000円～ 4,099.999円	(A×0.75-375,000円) 円
4,100.000円～ 7,699.999円	(A×0.85-785,000円) 円
7,700.000円以上	(A×0.95-1,555,000円) 円

◎昭和29年1月1日以前に生まれた方

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等の雑所得
1,200.000円まで	0円
1,200.001円～ 3,299.999円	(A-1,200,000円) 円
3,300.000円～ 4,099.999円	(A×0.75-375,000円) 円
4,100.000円～ 7,699.999円	(A×0.85-785,000円) 円
7,700.000円以上	(A×0.95-1,555,000円) 円

その他の雑所得

作家以外の方の原稿料や印税、講演料、貸付利息、生命保険契約に基づく個人年金の所得など。

(1) 収入金額などを裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」及び表面「ク」に記入してください。

(2) 収入金額から必要経費を引いて差引金額を算出し、表面「⑦」に記入してください。

※「⑦」に記入する金額があり、公的年金等の所得がある場合は、公的年金等の所得との合計額を記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
		円	円	円

その他 ク

雑 ⑦

事業所得（営業等・農業）・不動産所得

・営業等…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得。

・農業…農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。

・不動産…地代、家賃などの所得。

(1) 営業等・農業・不動産それぞれについて、裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面の「ア」「イ」「ウ」に記入してください。

7 事業・不動産に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

事業	営業等	ア																	
	農業	イ																	
	不動産	ウ																	

(2) 営業等・農業・不動産それぞれの所得について、表面「①」「②」「③」に記入してください。

・「所得金額」= 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額 - 青色申告特別控除額

事業	営業等	①																	
	農業	②																	
	不動産	③																	

※事業専従者がいる場合は、裏面「11 事業専従者に関する事項」に、専従者の氏名、フリガナ、続柄、生年月日及び個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

利子所得

公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託の分配金などの所得。

ただし、源泉分離課税されたものは除きます。

・表面「エ」及び「④」に記入してください。

配当所得

株式配当、出資配当、余剰金の分配、証券投資信託の収益分配などの所得。

・表面「オ」及び「⑤」に記入してください。

※大口以外の上場株式の配当については源泉徴収されるので申告は原則不要です。

総合譲渡所得

土地・建物・株式等以外の資産(営業権・車両・機械器具等)の譲渡による所得で、所有期間によって長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。

特別控除が最大50万円まであります。

・裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、表面「ケ」「コ」及び「⑧」に記入してください。

一時所得

賞金・懸賞当選金・生命保険の満期返戻金などの一時的な所得。

特別控除が最大50万円まであります。

・裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、表面「サ」及び「⑧」に記入してください。

所得から差し引かれる金額

雑損控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族で平成30年中の総所得金額等が38万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合や、あなたが災害に関連してやむを得ない支出をした場合に控除が受けられます。次の(1)又は(2)のいずれか多い方の金額を、表面「⑩」に記入してください。

(1) 差引損失額 - 総所得金額等 × 10%

(2) 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

・差引損失額 = 「損害金額」 - 「保険金等補填金額」

※雑損控除の申告をする場合は、損失を証明する書類が必要になります。

医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成30年中に支払った医療費がある場合に控除が受けられます。

※平成30年度より、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要になります。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を申告する場合は、平成30年中に一定の取組(特定健康診査・予防接種・がん検診等)を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。これらが無い場合は、控除が受けられません。

【控除額】

(ア)通常の医療費控除

支払った金額	円	A	
保険金額等で補填される金額	円	B	
A - B	円	C	
申告書の⑨の金額	※	円	D
D × 0.05	円	E	
100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円	F	
C - F	医療費控除額 (上限200万円)	円	

※分離課税の所得がある場合は、それらの所得金額(分離課税の退職所得を除く)の特別控除前の金額の合計額を加算した金額
 ※セルフメディケーション税制との併用はできません。

表面左欄「⑪」に記入してください。

⑪ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	A 又は A' 円	B 又は B' 円

表面右欄「⑪」に記入してください。

医療費控除 区分 ⑪

また、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

(イ)セルフメディケーション税制

スイッチOTC医薬品の購入金額	円	A'
保険金額等で補填される金額	円	B'
A' - B'	円	C'
C' - 12,000円	医療費控除額 (上限8万8千円)	円

※通常の医療費控除との併用はできません。

☆セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは
 健康の維持増進及び疫病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2千円を超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、その年分の所得控除として受けられる制度です。

☆スイッチOTC医薬品とは
 医療用医薬品(主に医師が処方する医薬品)から転用された要指導医薬品および一般用医薬品(薬局やドラッグストアで販売されている医師の処方を受けずに購入できる医薬品)を指します。

社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、介護保険の保険料などを、あなたが平成30年中に支払った場合、その金額について控除が受けられます。領収書又は市発行の納付済額のお知らせなどで金額を確認し、内訳を記入の上、合計額を表面「⑫」へ記入してください。

※国民年金保険料については、厚生労働省(日本年金機構)発行の控除証明書の添付又は提示が必要です。

証明書がない場合は、控除が受けられません。

⑫ 社会保険料控除	国民健康保険	円	介護保険	円
	国民年金		後期高齢者医療保険	
	社会保険		合計	

社会保険料控除 ⑫

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金又は心身障がい者扶養共済の掛金を、あなたが平成30年中に支払った場合に控除が受けられます。

その支払った額の合計額を表面「⑬」へ記入してください。

※支払った掛金額の証明書の添付又は提示が必要です。証明書がない場合は、控除が受けられません。

生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とした生命保険料(配当金や割戻金がある場合は差し引いた金額)を、あなたが平成30年中に支払った場合に控除が受けられます。

※保険会社発行の支払証明書の添付又は提示が必要です。証明書がない場合は、控除が受けられません。

- ・表面左欄「⑭」に支払った保険料の計をそれぞれ記入してください。

⑭ 生命保険料控除	新契約	生命保険料の計	円	旧契約	生命保険料の計	円
		個人年金保険料の計			個人年金保険料の計	
	介護医療	介護医療料の計				

- ・下記の生命保険料控除の計算表から算出した生命保険料控除額を、表面右欄「⑭」に記入してください。

生命保険料控除	⑭								
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

【生命保険料控除の計算表】

一般の生命保険料控除		個人年金保険料控除		介護医療保険料控除	
旧契約	新契約	旧契約	新契約	新契約のみ	
支払額	支払額	支払額	支払額	支払額	
円	円	円	円	円	
↓ 下記表1を使って計算	↓ 下記表2を使って計算	↓ 下記表1を使って計算	↓ 下記表2を使って計算	↓ 下記表2を使って計算	
A 控除額 (上限35,000円)	B 控除額 (上限28,000円)	D 控除額 (上限35,000円)	E 控除額 (上限28,000円)		
合計 (A+B)		合計 (D+E)			
C 円 (上限28,000円)		F 円 (上限28,000円)			
①	一般生命保険料控除額 (AとCのいずれか大きい金額)		②	個人年金保険料控除額 (DとFのいずれか大きい金額)	
	円			円	
生命保険料控除額(合計額) (①+②+③)			円(上限 70,000円)		

計算式	旧契約：平成23年12月31日以前に締結した契約分	新契約：平成24年1月1日以後に締結した契約分																				
	表1 (旧契約分の計算)	表2 (新契約分の計算)																				
	<table border="1"> <tr> <th>年間の支払額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>15,000円まで</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	年間の支払額	控除額	15,000円まで	支払額	15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円	70,001円以上	35,000円	<table border="1"> <tr> <th>年間の支払額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>12,000円まで</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	年間の支払額	控除額	12,000円まで	支払額	12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円	56,001円以上	28,000円
年間の支払額	控除額																					
15,000円まで	支払額																					
15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円																					
40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円																					
70,001円以上	35,000円																					
年間の支払額	控除額																					
12,000円まで	支払額																					
12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円																					
32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円																					
56,001円以上	28,000円																					

地震保険料控除

損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料又は掛金を、あなたが平成30年中に支払った場合に控除が受けられます。

※保険会社発行の支払証明書の添付又は提示が必要です。証明書がない場合は、控除が受けられません。

平成18年末までに契約した長期損害保険料(保険又は共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの)については、旧長期損害保険料として従来通り控除の対象となります。

- ・表面左欄「⑮」に支払った保険料の計をそれぞれ記入してください。

⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
-----------	---------	---	------------	---

- ・次のページの地震保険料控除の計算表から算出した地震保険料控除額を、表面右欄「⑮」に記入してください。

地震保険料控除	⑮								
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

【地震保険料控除の計算表】

地震保険料支払額計		円	A	旧長期損害保険料	Bの金額	控除額	円	D	
旧長期損害保険料支払額計		円	B		5,000円まで	(Bの金額)			円
地震保険料	Aの金額	控除額			5,001円～15,000円	(B×0.5+2,500円)			円
	50,000円まで	(A×0.5)			15,001円以上	10,000円			円
	50,001円以上	25,000円		控除額 C + D	(上限25,000円)	円			

寡婦（寡夫）控除 【控除額 26万円(特別寡婦 30万円)】

あなたが平成30年12月31日現在、次のいずれかに該当する場合に控除が受けられます。

「寡婦」=次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方。

(1)夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成30年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の扶養親族等とされている者を除く。)のある方。

(2)夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成30年中の合計所得が500万円以下の方。

「特別寡婦」=寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の方。

「寡夫」=妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成30年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の扶養親族等とされている者は除く。)を有し、かつ、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の方。

・該当する方は、表面左欄「⑩」に内訳を、表面右欄「⑩」に控除額を記入してください。

勤労学生控除 【控除額 26万円】

あなたが平成30年12月31日現在、学生又は生徒で、平成30年中の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合に控除が受けられます。

・該当する方は、表面左欄「⑪」に学校名を、表面右欄「⑪」に控除額を記入してください。

※証明するものとして、学生証等を提示してください。郵送の場合は、写しを添付してください。

障がい者控除 【控除額 26万円(特別障がい者 30万円、同居の特別障がい者 53万円)】

平成30年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に控除が受けられます。

「特別障がい者」=障がい者のうち、身体障がい者手帳1・2級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など。

「同居の特別障がい者」=同一生計配偶者及び扶養親族のうち、特別障がい者で、かつ、あなたや配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方。

・該当する方は、表面左欄「⑫」に氏名、障がいの種類及び等級(判定)を、表面右欄「⑫」に控除額を記入してください。

※証明するものとして、障がい者手帳等を提示してください。郵送の場合は、写しを添付してください。

配偶者控除

あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合に控除が受けられます。(事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く。)

※表面左欄「⑬～⑭」に、配偶者の氏名、フリガナ、生年月日及び個人番号(マイナンバー)をそれぞれ記入してください。別居している場合は、裏面「12 別居扶養親族等に関する事項」も併せて記入してください。

【配偶者控除額⑬】

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般(昭和24年1月2日以後に生まれた方)	33万円	22万円	11万円
	老人(昭和24年1月1日以前に生まれた方)	38万円	26万円	13万円

※あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円を超えており、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合、配偶者の氏名、生年月日の記入とともに、同一生計配偶者(控除対象配偶者除く。)のチェック欄にチェックを記入してください。(事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く。)

配偶者特別控除

あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下である場合に控除が受けられます。

※表面左欄「⑱～㉓」に、配偶者の氏名、フリガナ、生年月日、個人番号(マイナンバー)及び合計所得金額をそれぞれ記入してください。

(所得金額の計算方法については3～5ページを参照してください。)

⑱～㉓ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ		生年月日	配偶者の合計所得金額
	氏名		明・大 昭・平	円
	個人番号			<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者除く。)

【配偶者特別控除額⑳】

配偶者の所得金額		納税者本人の所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除	380,001円～ 900,000円	33万円	22万円	11万円
	900,001円～ 950,000円	31万円	21万円	11万円
	950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
	1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
	1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
	1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
	1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
	1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円

扶養控除

あなたと生計を一にする親族のうち、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の場合は、控除が受けられます。(配偶者、事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く。)

※表面左欄「㉔」に、扶養者の氏名、フリガナ、生年月日及び個人番号(マイナンバー)等を記入してください。なお、別居している場合は、裏面「12 別居扶養親族等に関する事項」を記入してください。

【扶養控除額㉔】

区分	備考	控除額	
扶養親族	一般	平成12年1月2日～平成15年1月1日の間、又は昭和24年1月2日～平成8年1月1日の間に生まれた方	33万円
	特定	平成8年1月2日～平成12年1月1日の間に生まれた方	45万円
	老人	昭和24年1月1日以前に生まれた方	38万円
	同居老親等	老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居している方	45万円
	16歳未満	平成15年1月2日以後に生まれた方	

基礎控除【控除額 33万円】

すべての方が受けられる控除です。

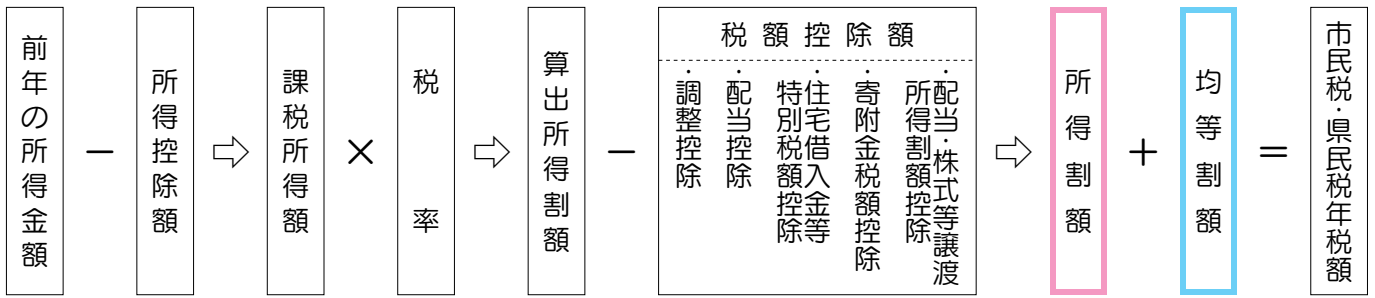
所得控除計

⑩～㉓までの金額の合計額です。

☆所得税と異なる課税方式について

平成29年度税制改正により、特定上場株式等の配当や譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得については、平成29年4月1日から所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることが明確化されました。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、申告書裏面右下のチェック欄にチェックをし、個人住民税の納税通知書が届くまでに提出してください。

市民税・県民税の計算について



所得割の税率

【総合課税所得の税率】

	税率
市民税	6%
県民税	4%

【分離課税所得の税率】

区分			市民税	県民税	
土地建物等の譲渡所得	短期	一般所得分	5.4%	3.6%	
		軽減所得分(国等への譲渡)	3.0%	2.0%	
土地建物等の譲渡所得	長期	一般所得分	3.0%	2.0%	
		特定所得分(優良住宅地・収用等)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
		軽課所得分(居住用財産)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円超の部分	3.0%		2.0%		
株式等の譲渡所得		一般株式等	3.0%	2.0%	
		上場株式等	3.0%	2.0%	
上場株式等の配当等		3.0%	2.0%		
先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%		
山林所得		6.0%	4.0%		

調整控除

所得税と市民税・県民税の人的控除額(扶養控除や基礎控除など)の差による負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から、次の額を減額します。

課税所得金額	算出方法	
200万円以下	A 人的控除額の差の合計額 B 市民税・県民税の課税所得金額	AとBのいずれか小さい額の5%(市3% 県2%)を減額
200万円超	C {人的控除額の差の合計額 -(課税所得金額-200万円)} D 5万円	CとDのいずれか大きい額の5%(市3% 県2%)を減額

※調整控除の基準となる課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

【人的控除額の差】

単位(万円)

		区分		所得税	市・県民税	差
		納税者本人の所得金額	配偶者の所得金額			
配偶者控除	配偶者	900万円以下		38	33	5
		900万円超 950万円以下		26	22	4
	老人配偶者	950万円超 1,000万円以下	38万円以下	13	11	2
		900万円以下		48	38	10
配偶者特別控除	900万円以下	38万円超 85万円以下		38	33	5
		85万円超 90万円以下		36	33	3
	900万円超 950万円以下	38万円超 85万円以下		26	22	4
		85万円超 90万円以下		24	22	2
	950万円超 1,000万円以下	38万円超 85万円以下		13	11	2
		85万円超 90万円以下		12	11	1
		区分		所得税	市・県民税	差
		基礎控除		38	33	5
扶養控除	一般	一般		38	33	5
		特定		63	45	18
	同居老親	老人		48	38	10
		同居老親		58	45	13
障がい者控除	普通	普通		27	26	1
		特別		40	30	10
	同居特別		75	53	22	
寡婦・寡夫控除	寡婦・寡夫	寡婦・寡夫		27	26	1
		特別寡婦		35	30	5
		勤労学生控除		27	26	1

配当控除

課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投 資 信 託 等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※分離課税を選択し申告された場合は、配当控除は受けられません。

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成11年から18年まで、又は平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、かつ、所得税から控除しきれない控除額がある場合、該当する居住開始年月日の①又は②のいずれか小さい金額(控除限度額があります。)が控除されます。

居住開始年月日	～平成26年3月31日 (控除限度額 9.75万円)	平成26年4月1日～平成33年12月31日 ^{※1} (控除限度額 13.65万円)
①	前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 ^{※2} のうち、所得税から控除しきれなかった額	
②	前年分の所得税に係る課税所得金額等 ^{※3} の5%	前年分の所得税に係る課税所得金額等 ^{※3} の7%

※1 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税率が8%又は10%である場合のみ適用となります。それ以外の場合においては、平成26年3月31日以前の区分(控除限度額9.75万円)が適用されます。

※2 特定増改築等に係るものは除きます。

※3 課税総所得、課税山林所得、課税退職所得の合計金額

寄附金税額控除

対象となる寄附金及び控除率については次のとおりです。控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。

(1)都道府県・市区町村への寄附

以下の①と②の合計が控除額

①(寄附金額－2,000円)×10%

②(寄附金額－2,000円)×(90%－「寄附者の所得税限界税率」×1.021)※市・県民税所得割額の2割が限度額

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用申請をした方が市民税・県民税の申告をした場合、この特例は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、申告書の「13 寄附金に関する事項」を記載して提出する必要があります。

(2)愛知県共同募金会又は日本赤十字社愛知県支部への寄附

(寄附金額－2,000円)×10%

※原則、平成31年1月1日に住所を有する都道府県のものに限りませんが、東日本大震災の被災地への義援金の場合は、都道府県・市区町村への寄附と同様の扱いとなります。

(3)愛知県や岡崎市の条例で指定する寄附

愛知県指定寄附金…(寄附金額－2,000円)×4%

岡崎市指定寄附金…(寄附金額－2,000円)×6%

配当・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等による所得や、源泉徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得など、事前に住民税が源泉徴収されているものは原則申告の必要はありません。これらの所得を申告した場合は、その所得は所得金額に算入され、源泉徴収された税額は配当・株式等譲渡所得割額として所得割額から控除されます。

均等割額

市民税	3,500円
県民税	2,000円

☆この手引きの説明については、地方税法等の改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。

平成31年度 市民税・県民税 申告書 内容控

- これは「申告書 内容控」です。申告書ではありません。
- 郵送の方法で申告される方で、内容控及び添付書類の返送を希望される場合は、相当分の切手を貼った返信用封筒もあわせて送付してください。

住 所	岡崎市
氏 名	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

〔代理人氏名 続柄〕

⑩ 雑損控除	損 害 金 額	保 険 金 等 で 補 填 さ れ る 金 額	差 引 損 失 額 の う ち 災 害 関 連 支 出 の 金 額
⑪ 医療費控除	支 払 っ た 医 療 費 等 保 険 金 等 で 補 填 さ れ る 金 額		
⑫ 社会保険料控除	国民健康保険	介 護 保 険	
	国民年金	後 期 高 齢 者 医 療 保 険	
	社会保険	合 計	
⑭ 生命保険料控除	新 契 約 生 命 保 険 料 の 計	旧 契 約 生 命 保 険 料 の 計	
	個 人 年 金 保 険 料 の 計	個 人 年 金 保 険 料 の 計	
	介 護 医 療 保 険 料 の 計		
⑮ 地震保険料控除	地 震 保 険 料 の 計	旧 長 期 損 失 計	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 (年 月)	⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
	⑱ 障がい者控除	氏 名	障 が い の 程 度
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	フリガナ	生 年 月 日	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額
	氏 名	明・大 昭・平	円
㉑ 扶養控除(配偶者除く)	フリガナ	生 年 月 日	同 居 ・ 別 居 の 区 分
	氏 名	明・大 昭・平	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居
	個人番号		控 除 額 万 円
16歳未満(控除対象外)の扶養親族	フリガナ	生 年 月 日	同 居 ・ 別 居 の 区 分
	氏 名	平	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居
	個人番号		控 除 額 万 円
扶養控除計	万 円		

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

●非課税所得があった場合は記入してください。

非 課 税 所 得 の 種 類	収 入 金 額
1.雇用保険 2.障がい年金 3.遺族年金 4.その他()	円

1 収入金額等	事業	営 業 等	ア	
		農 業	イ	
		不 動 産	ウ	
		利 子	エ	
		配 当	オ	
		給 与	カ	
	雑	公 的 年 金 等	キ	
		そ の 他	ク	
2 所得金額	総合課税	短 期	ケ	
		長 期	コ	
		一 時	サ	
	事業	営 業 等	①	
		農 業	②	
		不 動 産	③	
		利 子	④	
		配 当	⑤	
4 所得から差し引かれる金額	給 与	与	⑥	
	雑		⑦	
	総合課税・一時		⑧	
	①～⑧の合計			⑨
	雑 損 控 除		⑩	
	医 療 費 控 除	<input type="checkbox"/> 区 別	⑪	
	社 会 保 険 料 控 除		⑫	
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除		⑬	
生 命 保 険 料 控 除		⑭		
地 震 保 険 料 控 除		⑮		
寡 婦 (寡 夫) 控 除		⑯	0 0 0 0	
勤 労 学 生 ・ 障 が い 者 控 除		⑰～⑱	0 0 0 0	
配 偶 者 控 除		⑲	0 0 0 0	
配 偶 者 特 別 控 除		⑳	0 0 0 0	
扶 養 控 除		㉑	0 0 0 0	
基 礎 控 除		㉒	3 3 0 0 0 0	
⑩～㉒の合計			㉓	

医療費控除の特例の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から天引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

↑キリトリ(ハシと切り離してください)

所得や控除には、申告する際に証明書類の添付又は提示が必要なものがあります。書類が不足していると内容が反映されない場合がありますので、ご注意ください。

- 給与、年金の源泉徴収票
- 営業、農業、不動産等の収入、経費が明らかになる書類
- その他、収入に関する書類等
- 医療費の明細書、領収書
- 国民年金保険料、各種保険料の支払証明書
- 生命保険、地震保険等の控除証明書
- 障がい者手帳、障がい者控除対象者認定書
- 寄附金の受領書
- その他、控除に関する書類等

